



## 障害者の就職をめぐる最近の状況は？

### ◆障害者の職業紹介の状況

厚生労働省の発表によると、平成28年の障害者の職業紹介状況は、ハローワークを通じた障害者の就職件数が前年の90,191件から伸び、93,229件（前年比3.4%増）となったそうです。また、就職率も48.6%上昇しています。

### ◆就職件数は？

身体障害者の就職件数は26,940件で前年比3.8%の減少ですが、知的障害者は就職件数20,342件で同1.9%増、精神障害者の就職件数は41,367件で同7.7%増、その他の障害者については4,580件で同19.5%増となっています。

### ◆業界別、職業別の就職状況は？

業界別にみても、「医療・福祉」業界での就職件数が最も多く、全体の38%を占めています。そして、「製造業」（13.2%）、「卸売業・小売業」（12.4%）と続きます。前年比で見ると、「公務・その他」が14%、「宿泊業、飲食サービス業」が7.9%増加しています。職業別では、「運搬・清掃・包装等の職業」の割合が34.9%と最も高く、「事務的職業」（20.1%）、「生産工程の職業」（13.3%）、「サービスの職業」（12.1%）と続いています。

### ◆地域別の就職状況は？

都道府県別に見ると、就職件数が最も多かったのは大阪府の7,017件、以下、東京都6,494件、愛知県5,232件となっています。一方、就職率を見ても、富山県の71.9%が最も高く、徳島県71.0%、島根県67.2%と続きますが、いずれも就職件数が少ない地域になります。逆に、就職件数の多い大阪府の就職率は45.9%で、東京都は32.4%、愛知県は46.6%と半数にも満たない結果になっています。

### ◆障害者の解雇数

障害者の解雇状況を見ても、前年の1,448件から1,335件と減少しています。解雇の理由で多いのは「事業廃止」と「事業縮小」となっています。

### ◆今後の動向は？

来年の4月より、障害者の法定雇用率が引き上げられますので、今後の障害者雇用の動向が気になるところです。

### 編集後記

この夏はかつてない猛暑となる—そんな長期的な予報を耳にしましたが、只今東北は梅雨の最中、真夏のガラガラした暑さとはほど遠く、しかし体調管理に苦勞する毎日が続いています。さて、そんな中、気になる記事を拾い読みしました。「若者の味噌汁離れ『1、2カ月は飲まない』日本の伝統食に何が起きているのか（6/29産経新聞配信）」地域により消費量も違うので、一概に言えない部分もあるでしょうが、確かに1世帯あたりの味噌の年間消費量は、昭和～平成の今にかけて緩やかに下降しているようです。食の多様化、個食等、原因は様々ですが、「伝統食」と言われる所以は、日本人の体質に合う食事であることに他ならないと思います。ビジネス同様、選べれば、長続きするのは明確な理由があるということですね。夏バテ、生活習慣病予防に有効な栄養素がある味噌汁。暑い夏こそ熱い味噌汁で乗り切ってみませんか？

総合労働相談は9年連続100万件超

内容は「いじめ・嫌がらせ」が5年連続トップ  
～「パワハラ相談」が5年連続過去最多の約7万件～

厚生労働省が平成28年度における「個別労働紛争解決制度」の利用状況を公表し、労働相談件数約113万件（前年度比9.3%増）のうち、パワハラなど「いじめ・嫌がらせ」についての相談が7万917件（同6.5%増）と5年連続で過去最多を更新したことがわかりました。

【関連リンク】「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html>

※「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

厚生労働省では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとしています。

## TOPIX

### ●求人倍率が1.49倍と人手不足感がさらに強まる


厚生労働省が5月の有効求人倍率を発表し、1.49倍（前月比0.01ポイント上昇）で43年ぶりの高水準となったことがわかりました。なお、仙台ハローワーク管轄は1.54倍です。

### ●最低賃金引上げへ議論開始

厚生労働省の中央最低賃金審議会において、2017年度の最低賃金額の引上げの議論が始まりました。政府が今年3月にまとめた「働き方改革実行計画」では、最低賃金の年3%程度の引上げとともに、全国平均で1,000円とする目標が明記されています。7月末に引上げ額の目安が決まり、10月をめどに改定となる予定です。

## Harmony通信 2017.07

#発行：2017年7月10日

：合同会社Harmony  
Harmony司法書士事務所  
Harmony社会保険労務士事務所  
Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>